

市立豊中病院医療事故調査会設置要綱

(設置)

第1条 市立豊中病院が行なった医療行為に起因し、又は起因すると疑われる死亡若しくは死産に至った場合であって、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の10の2第2項のいずれにも該当しない医療事故が発生した場合又は重篤な障害に至った医療事故が発生した場合は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11の規定に基づく調査等を行うため、市立豊中病院医療安全管理委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）の下部組織に市立豊中病院医療事故調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(調査事項等)

第2条 調査会は、次に掲げる事項について、情報の収集及び整理を行ない、医療事故の原因を明らかにし、その結果を医療安全管理委員会に報告する。

- (1) 診療録その他の診療に関する記録の確認。
- (2) 医療事故に係る医療を行なった医療従事者からの事情聴取。
- (3) 前号に規定する者以外の関係者からの事情の聴取。
- (4) 医療事故に係る画像の分析。
- (5) 医療事故に係る医療の提供に使用された医薬品、医療機器、設備その他の物の確認。
- (6) 医療事故に係る血液又は尿その他の物についての検査結果の分析。
- (7) 医療事故に係る死亡した者又は死産の胎児の解剖所見の確認。
- (8) 事象が医療事故調査制度の届け出に該当するか否か。
- (9) 事象が公表基準を満たしているか否か。

2 調査の過程においては個人の責任を追及することを避け、可能な限り匿名性の確保に配慮する。

(組織及び運営)

第3条 調査会の委員は次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副院長、医務局長、看護部長、事務局長、医療安全管理室長。

2 調査会は、必要に応じて次に掲げる者を委員とすることができる。

- (1) 薬剤部長、放射線部長、臨床検査部長、臨床工学部長、顧問弁護士
- (2) その他調査会が指名する者。

3 調査会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、医療安全管理委員会委員長の職にある者をもって充て、副院長は委員長が指名する。

4 委員長は調査会を掌理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 調査会の事務局は医療安全管理室に置く。

(会議)

第4条 調査会は、委員長が招集する。

2 調査会は、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、調査会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(医療事故等の区分)

第 6 条 第 1 条に規定する医療事故については、別表に定める患者影響度レベル 3b 以上をいう。

(資料の取扱い)

第 7 条 調査会が行う調査の過程で、作成又は用いられた内部資料については、原則、非公開とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 17 日から施行する。